

「図書館法と図書館の 60 年の歩み」

筑波大学図書館情報メディア研究科 手塚健郎

1 図書館法の成立と発展

明治維新以降，我が国の図書館の歴史は，明治 5 年(1872 年)に文部省が東京湯島博物館に設けた「書籍館」（後の帝国図書館）に始まります。明治 12 年(1879 年)の教育令で法令に定められた書籍館はその後「図書館」の名称となり，明治 32 年(1899 年)の図書館令に基づき県庁所在地の中央図書館を中心とした整備が進められてきました。

戦争終了後，来日したアメリカ教育使節団は，成人教育の基本方針において，人類の幸福に関係のある情報及び思想の普及に役立つ機関として図書館を新しく位置づける勧告をしました。それまでの図書館のほとんどは，閲覧料を払って入館手続きをとり，閉架式の書庫から本を出してもらい閲覧する形態でした。国民があらゆる場所，機会を利用して自らの教養を高める上で，重要な地位を占めるにもかかわらず，欧米諸国に比べて極めて不十分なサービスしか提供されていませんでした。

このような状況を一新し，健全な発達を図る観点から，昭和 25 年(1950 年)に新しい図書館法は制定されました。その主な特色は次のとおりです。

1) 図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定めたこと

- ・ 地方財政の現状を踏まえ，義務設置ではなく，地方公共団体の自主性による実情に応じた図書館設置を規定。(第 10 条)
- ・ 図書館を設置・運営するときの望ましい基準等は別に定めることで，これまで設置・廃止等の際に求められていた認可制度を改め，報告・届出制度を規定。(第 11, 12, 24 条)
- ・ 一定水準を確保するため，公立図書館についての望ましい基準を文部大臣が定めること (第 18 条)，国庫補助を受けるための最低基準を省令で定めることを規定。(第 19 条)

- ・ 公立図書館の設置及び運営に要する経費について補助金を交付し、その他必要な援助を行うこと（第 20 条）、補助金交付に当たっての要件等を規定。（第 21 条， 22 条）
 - ・ 国から都道府県， 都道府県から市町村へ求めに応じて必要な指導， 助言できることを規定。（第 7 条）
- 2) 国民に奉仕すべき機関としての新しい図書館のあり方を明示したこと
- ・ 図書館資料の収集・利用， 排列・目録整備のほか， 利用のための相談(レファレンスサービス)や時事に関する情報や参考資料の紹介・提供など， 一般公衆のための活動面を強調した図書館奉仕の考えを明示。（第 3 条）
- 3) 図書館職員の養成のために必要な措置を講じたこと
- ・ 図書館が一般公衆の希望に応じて十分に機能を発揮するため， 専門的職員（司書・司書補）の資格制度を整備し， 必要な識見と技能を持つ職員の養成制度を規定。（第 4～6 条）
- 4) 私立図書館に対するノーサポート・ノーコントロールの原則を定めたこと（第 24～29 条）

このほか第 17 条で， 公立図書館の利用に住民の貧富等によって制約を受けることがないように， 入館料その他図書館資料の利用を一律に無料と定め， 公立図書館の公共性と公開性を強調したことが特筆されます。本条はアメリカ教育使節団の勧告をもとにしたものですが， 地域住民が自らの課題に対処するため， 必要な文献や情報を収集する社会的仕組みを保証するものとして， 今日においてその意義はさらに重要性を増しています。

本法律に基づき， 公立図書館の建設， 備品購入に必要な経費のほか， 自動車文庫のサービスを実施するための自動車の購入経費などの補助金が国から措置されました。さらに， 読書活動を推進する啓発資料の作成などの普及促進を通して， 各地の公立図書館の設置推進やサービス網の充実が図られました。

誰もが自由に気軽に本を借りられる図書館へと無料化とともに実務面の改革が進められ、高度成長期に入るとそれまでの取組が奏して、公立図書館は各地で急速に数を伸ばしていきました。

2 地方分権と国の役割

今日まで、図書館法は幾多の改正が行われてきました。多くは他の法令の改正に伴い条文の文言を改正するものでした。内容に改正が加えられたもので、主なものは以下のとおりです。

- ・昭和 31 年(1956 年)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の施行に伴い、地方公共団体に対する指導助言に関する規定を削除(第 7 条)、私立図書館に対する指導助言に関する規定を追加(第 25 条第 2 項)等。
- ・昭和 34 年(1959 年)「社会教育法等の一部を改正する法律」によって、第 20 条で定める補助対象を「施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部」に改正し、補助金の交付について定めていた第 22 条を廃止。
- ・昭和 42 年(1967 年)「許可、認可等の整理に関する法律」によって、設置・廃止等に係る市町村や私立図書館の都道府県への報告・届出に関する規定を廃止(第 11 条, 24 条)。一方で社会教育法に「図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行う」ことを都道府県教育委員会の事務に追加。(同法第 6 条第 1 号)
- ・昭和 60 年(1985 年)「地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律」によって、設置・廃止等に係る都道府県の文部大臣への報告に関する規定を廃止。(第 12 条)

これらに加え、平成 11 年(1999 年)には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」によって、国庫補助を受ける館長の司書資格

の必置規定(第 13 条第 3 項)などが廃止されました。この改正は、地方分権推進委員会が、地方公共団体の自らの判断と責任ある行政運営を促進していくために、平成 9 年(1997 年)に出した第二次勧告を踏まえたものです。

この勧告によって、国庫補助負担金の整理合理化のため、第 20 条に基づく施設補助金の予算とともに、補助金の交付を受けるための最低基準(第 19 条)なども廃止されました。

公立図書館についてはこれとは別に、サービスの一層の向上を図る上で必要と思われる事項を基準に定めることが第 18 条に規定されています。図書館法の目指す図書館サービスを体現化するため、文部科学省はこれを機に、新たな視点を取り入れた「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を平成 13 年(2001 年)に告示しました。その主な内容は以下のとおりです。

- ・「総則」…図書館サービスの計画的実施及び自己評価、資料の収集、提供、他の図書館や関係機関との連携・協力、職員の資質・能力の向上など
- ・「市町村立図書館」…レファレンスサービス、利用者に応じた図書館サービス、多様な学習機会の提供、ボランティアの参加の促進、広報及び情報公開、開館日時、施設・設備など
- ・「都道府県立図書館」…市町村立図書館への援助、ネットワーク、図書館間の連絡調整、調査・研究開発など

3 読書関係の法律

平成 13 年(2001 年)に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、その環境整備を推進するための「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、実施に移されています。公立図書館には、同法 7 条で児童サービスの充実、読み聞かせボランティアの養成や、学校図書館などとの連携協力で図書館が起点となって取り組むことが求められています。

また、平成 17 年(2005 年)には「文字・活字文化振興法」が制定され、第 7 条で、地域における文字・活字文化の振興のために、国・地方公共団体が公立図書館の設置・配置、司書や図書館資料の充実などに取り組むことが規定されました。

国会決議により制定から 5 年目に当たる本年は「国民読書年」と定められており、図書館にとって地域の読書活動の推進は重要な使命となっています。

4 情報化の進展

図書館の情報化について初めて具体的な提言をしたのは、平成 10 年(1998 年)の生涯学習審議会図書館専門委員会による地域電子図書館構想でした。その後、文部省の協力者会議による「2005 年の図書館像」の提示を経て、各地の図書館では OPAC(オンライン閲覧目録)の整備、あるいは館内外からの検索システムなどの導入が進められてきました。しかし、もはやインターネットによる情報の収集・検索の日常化にとどまらず、書籍のデジタル化や端末機器の急速な発展・普及が進んでいます。

公共図書館はこのような流れにどう向き合っていくのかが問われています。

5 図書館法の改正とこれから

「公立図書館の設置及び運営上望ましい基準」をもとに、平成 18 年(2006 年)には文部科学省の協力者会議が、これからの図書館運営に必要な視点や方策等について提言した「これからの図書館像」が公表されています。この報告書は、個人や地域の抱える課題の解決支援など、地域に役に立つ図書館へと変わっていくために必要な機能を取りまとめており、これまでの書籍の貸出サービスだけにはとどまらない図書館サービスの改革の指針として活用されています。

平成 20 年(2008 年)、平成 18 年の教育基本法改正を踏まえ、図書館法は社会教育法・博物館法とともに改正され、人々の学習成果の活用、図書館の運

営能力の向上，司書の資質向上と資格要件の見直しなどを内容とする条項が新たに加えられました。昭和 25 年に制定されて以来，初めて新たな条文が加えられたことは，これからの図書館改革の推進を象徴しているといえます。その主な内容は以下のとおりです。

- ・「図書館奉仕」の配慮事項に家庭教育の向上を，図書館資料に「電磁的記録」を含むことを追加し，学習成果を活用して行う教育活動などの機会の提供に関するものを，図書館奉仕の事項に新たに規定。（第 3 条）
- ・「司書及び司書補の資格」の要件を見直し，司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を，文部科学省令で定めることを新たに規定。（第 5 条）
- ・「司書及び司書補の研修」を行うよう，文部科学大臣及び都道府県教育委員会は努めることを新たに規定。（第 7 条）
- ・「設置及び運営上望ましい基準」を，これまでの公立図書館に加え，私立図書館も対象にして定め，公表することを新たに規定（第 7 条の 2）
- ・「運営状況に関する評価，情報の提供等」（第 7 条の 3， 4）

本改正により，法第 7 条の 2 に基づく新たな基準の策定・公表が求められています。現行の基準が策定されてから 10 年以上の年月が経過し，この間にも情報化の著しい進展，公共サービス改革の推進など，社会情勢は次々に変化が進んできています。

新しい公共と地域再生を支援する「地域の知の拠点」として着実に役割を果たしていく図書館自身の取組みは，今日も続けられています。これまで図書館の主体的な運営を側面から支援してきた国には，これまで以上に時宜を得た対応が望まれるのです。

本論の執筆に当たって主として以下の文献を参考した。

葉袋秀樹.『都道府県教育委員会による市町村立図書館振興策の根拠法令：変遷の経過と内容』.図書館学会年報. vol.39. no.4. p.158-p.176

西崎恵.『図書館法』.日本図書館協会.1970

森耕一ほか.『図書館法を読む』.日本図書館協会.1970

【本論は文部科学時報 2010 年 12 月号に掲載されたものに資料等を加筆したものである】